

## 【Q&A】個人が法人に非上場株式を譲渡した場合の所得税法上の取扱い

【Q】(株)X(X社)のオーナー経営者の甲が、後継者である長男の設立した(株)Y(Y社)に、X社株式を譲渡した場合における、甲の所得税法上の取扱いについて教えて下さい。なお、甲はX社の発行済株式を全て保有しています。

### 【A】

#### 1. 資産を譲渡した個人に係る所得税法上の取扱い

非上場株式を含む資産を個人が譲渡した場合、所得税の計算上、譲渡対価を総収入金額として譲渡所得の金額を計算するのが原則です(所得税法 36 条第 1 項)。

ただし、個人が法人に対し時価の 2 分の 1 未満の譲渡価額により資産を譲渡した場合には、所得税の計算上、時価により譲渡があったものとみなして、譲渡所得の課税が行われます(所得税法 59 条第 1 項 1 号、2 号、所得税法施行令 169 条)。つまり、実際の譲渡価額だけではなく、時価との差額が譲渡所得の総収入金額に追加されることになります。

また、時価の 2 分の 1 以上の譲渡価額により資産を譲渡した場合であっても、その譲渡が法人税法 2 条 10 号に規定する同族会社に対するものであり、その行為又は計算を容認した場合にはその同族会社の株主又はこれと特殊な関係のある者の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるときには、所得税法 157 条(同族会社等の行為又は計算の否認等)により、税務署長は、その行為又は計算にかかわらず、その資産の時価に相当する金額を総収入金額として譲渡所得を計算することができます(所得税基本通達(所基通)59-3)。

#### 2. 個人が売主である場合の非上場株式の所得税法上の時価

上記 1 における資産の「時価」について、資産の中でも非上場株式は市場性がなく、時価の把握が困難です。このため、ご質問のような個人甲が長男の設立した Y 社に対して X 社株式を譲渡する場合のように、基本的に利害の対立が少ない関係者間の取引においては、一般に国税庁通達に定められた方法による評価額を時価として、譲渡価額が決定されます。

個人が法人に非上場株式を譲渡したときの株式の税務上の時価について、国税庁通達は次のとおりに定めています(所基通 59-6、23~35 共-9(4))。

##### (1)原則

次の区分に応じて定められた価額が時価とされます。

- ①その非上場株式について売買実例がある場合  
…最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額。
- ②公開途上にある株式で、上場の際して株式の公募等が行われるもの(①に該当するものを除く。)  
…入札後の公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額。
- ③売買実例のないもので、その株式の発行人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額がある場合  
…その類似する他の法人の株式の価額に比準して推定した価額。
- ④①~③に該当しない場合  
…その株式の譲渡日又は同日に最も近い日における、発行人の 1 株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額。

#### (2)簡便法(財産評価基本通達の準用が認められる場合)

前述(1)の非上場株式の税務上の時価は、売買実例があるなど特殊な場合を除き、通常は④の「1 株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」となります。この「1 株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」は、「原則として」(これは、「課税上弊害がない限り」と同じ意味と考えられます。)、次によることを条件に、財産評価基本通達の取引相場のない株式の評価の規定を準用して計算します。

- ①「同族株主」(財産評価基本通達 188(1))に該当するかどうかは、株式を譲渡した個人の譲渡直前の議決権の数により判定します(②の「中心的な同族株主」に該当するかどうかの判定も同様です)。
- ②株式評価において、株式を譲渡した個人が株式の発行会社にとって「中心的な同族株主」(同 188(2))に該当するときは、その発行会社は常に「小会社」(同 178)として計算します。
- ③ 1 株当たりの純資産価額の計算に当たり、株式の発行会社が土地等又は上場有価証券を有しているときは、これらの資産については譲渡時の価額(時価)により評価します。
- ④ 1 株当たりの純資産価額の計算に当たり、評価差額に対する法人税額等相当額(いわゆる 37%控除)は控除しません。